

時

プーチンによるウクライナ侵略

評



弁護士・
日本反核法律家協会
会長
大久保賢一

プーチンの ウクライナ軍事侵攻は 侵略犯罪

国連憲章は「すべての加盟国は、武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも慎まなければならない」としています。

そして、侵略の定義に関する国連総会決議(1974年)は、「侵略とは一国による他国の主権に対する武力の行使」と定義し、侵略行為とは「一国の兵力による他国の領域への侵入」などとしています。

さらに、国際刑事裁判所に関するローマ規程(2002年・侵略罪については2018年)は、「侵略罪」を「国を管理する地位にある者による侵略行為の実行」と定義し、「侵略行為」とは「他国の主権、領土保全又は政治的独立に反する武力の行使」としています。

これらに照らせば、プーチンのウクライナへの「特別軍事作戦」は、彼を訴追できるかどうかは別論として、侵略犯罪に該当することは明らかです。

侵略犯罪は正当化されない

プーチンは、この武力行使を正当化するために、NATOの「東方拡大」に対する防衛活動、ロシア系住民に対するジェノサイドへの対応、「ドネツク共和国」、

「ルガンスク共和国」との集団的自衛権の行使などを主張しています。けれども、これらはいずれも牽強付会であって、侵略犯罪を正当化する理由とはなりません。

戦争犯罪

ロシアのウクライナ侵略は違法ですから、一切の武力行使を正当化できませんが、さらに許せないのは、文民たる住民に対する攻撃や民用物(非軍事施設とりわけ原子力発電所)にまで攻撃していることです。これらはジュネーブ条約違反の戦争犯罪です。

核兵器使用の威嚇は 全人類に対する挑戦

さらに、プーチンは核兵器使用の態勢を整え、核兵器使用の威嚇をしています。

核不拡散条約(NPT)は、核戦争は「全人類に惨禍」をもたらすので、核戦争の危険を回避するための措置が必要としています。

そして、国際司法裁判所の勧告的意見(1996年)は、国家存亡の危機における判断は避けていますが、核兵器の使用や威嚇は国際法に違反するとしています。

2010年のNPT再検討会議では、核兵器のいかなる使用も「壊滅的な人道上的結末」をもたらすので「全ての加盟国が、いかなる時も、国際人道法を遵守する必要性を再確認する」と合意されています。

さらに、今年1月、プーチンは「核戦争に勝者はない。核戦争は戦われてはならない」との首脳声明に署名しています。

プーチンは、NPTやその再検討会議での合意も国際司法裁判所の勧告も無視し、自身の言明を反故にして、全人類を威嚇しているのです。プーチンの核兵器使用の威嚇は法的にも政治的に

も人道的にも許されないのです。
国際秩序の在り方

武力による国際秩序の変更が許されないことは国際社会の公理となっています。米国・ロシアはじめすべての国家が、これまでの自国の行動を反省し、今後、絶対に武力行使を行わず、紛争を平和的に解決することを誓約すべきです。

また、NATOは、ロシアにとっただけではなく、世界を危険にさらしているので解散されるべきです。

軍事力による 安全保障からの脱皮を

武力による紛争解決は「最終兵器」である核兵器に依存するがゆえに「全人類の惨禍」や「壊滅的な人道上的結末」を覚悟しなければなりません。核兵器による抑止が平和と安全を確保するというのは「存在する最も危険な集団的誤謬」です。事故や誤算による核兵器発射もありうるし、抑止が破綻すれば「核のホロコースト」が起きるのです。核兵器に依存する安全保障は背理なのです。

それと対極にあるのが「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持する」という思想です。

今、ウクライナの人々に連帯して、ロシアを含む各地で、多くの人々がロシアの侵略を糾弾していますが、その手に武器はありません。

今、私たちは、武力の行使が世界を破滅へと導くことを目の当たりにしています。9条を敵視し核共有などを言い立てる「死神のパシリ」たちに対抗して、核兵器廃絶と日本国憲法9条の世界化を推進しましょう。(2022年3月23日記)

(おおくぼ けんいち)